

高圧ガスタンクローリ再検査基準 KHKS 0150の見直しについて

1. 見直しの趣旨

KHKS 0150は、高圧ガス運送自動車用容器及び当該容器に装置する附属品に係る再検査並びに当該容器に装置される設備附属品に係る定期自主検査及び保安検査（LP法37条の6に規定する保安検査に限る。）の事前検査に係る基準であり、容器検査所において検査の手順書として使用されている。

本基準は、前回改正（2014年9月）から5年を経過しようとしているため、定期的な見直しを行うものである。

2. 前回改正の主な内容

- (1) 容器則等改正内容の反映
- (2) 引用規格の最新版適用
- (3) 編集上の修正（JIS Z8301対応）
- (4) 誤字の修正

3. 改正要望

本基準の見直しにあたって、関係団体に改正要望の調査を行ったところ、一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会（JLPA）より以下の改正要望があった。

- (1) 引用規格の最新版適用
- (2) 表現の見直し（1.4.3 図4中 加熱→加温）

4. 見直しの方針（案）

今回の見直しについては、3. 改正要望に基づき、「軽微な変更に伴う改正（書面投票及びパブコメ等は不要）」として改正することとしたい。

改正案を資料22-9-2に示す。なお、改正の結果は、次回の委員会において改めて報告する。

以上